

## 国の財政支援について（概要）

260MHz帯デジタル防災行政無線システムに係る国の財政支援について、主なものの概要を記載した。（詳細については関係機関に問い合わせ願いたい。）

## （１）総務省関係

## ア 防災対策事業債（防災基盤整備事業）

事業費の75%（90%）を起債で充当。元利償還金の30%（50%）に相当する額について、後年度に普通交付税の基準財政需要額に算入する。（カッコ内は特に推進すべき事業の場合）

地域防災計画等との整合性を図りつつ、地方公共団体が地域の防災機能の向上等を目的として計画的に行う防災基盤の整備事業。（事業例：消防防災施設整備事業（防災情報通信施設等の整備））

## イ 過疎対策事業債

事業費の100%を起債で充当。元利償還金の70%に相当する額について、後年度に普通交付税の基準財政需要額に算入する。

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「過疎法」という。）第6条に規定する過疎地域自立促進市町村計画（以下「市町村計画」という。）に基づいて実施する事業を対象とする。

## ウ 地域活性化事業債

事業費の75%を起債で充当。元利償還金の30%に相当する額について、後年度に普通交付税の基準財政需要額に算入する。（特に推進すべき事業の場合は、さらに財源対策債の対象とし、その充当率は15%とする。その元利償還金の50%に相当する額について、普通交付税の基準財政需要額に算入する。）

地域の活性化に向けた循環型社会の形成、少子・高齢化対策、地域資源活用促進、都市再生、科学技術の振興及び協働型のICT社会の実現を図ることに向け、地方公共団体が行う地域の活性化を実現するための取組を対象とする。（事業例：地域情報通信基盤整備事業）

## （２）防衛省関係

## ア 特定防衛施設周辺整備調整交付金

特定防衛施設関連市町村において、政令で定める公共用施設の整備を行うための費用に対して特定防衛施設周辺整備調整交付金を交付する。（公共用施設例：交通施設及び通信施設、交付額は政令に基づく算定額の範囲内、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第9条の2関係）

イ 民生安定施設に対する助成

防衛施設の周辺地域の住民生活又は事業活動が阻害される場合、地方公共団体が行う障害緩和に資する生活環境施設等の整備に要する費用の一部を補助する。

(施設例：電波法第2条第4号に規定する無線設備の場合、7.5/10の範囲内で補助、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第8条関係)

(3) 文部科学省・経済産業省関係

電源立地地域対策交付金

原子力等発電用施設について、建設準備中・工事中・運転中の発電用施設が所在する市町村とその周辺の市町村において、発電用施設の設置に係る地元の理解促進等を図ることを目的として、電源地域で行われる公共用施設の整備や維持、住民福祉の向上に資する事業に対して交付金を交付する。(事業例：公共用施設整備事業(道路、水道、医療施設等の公共用施設、発電用施設周辺地域整備法第7条関係)

以上